資料１－１

議案第４７号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担　　当	保険年金課

【目的】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの。

【内容】

1 賦課限度額の改正（第2条関係）

基礎課税額の賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改め、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額に「3万円」を加える。（第2項及び第5項）

2 軽減判定所得の改正（第21条関係）

⑴ 5割軽減基準額の加算に係る額を「30万5千円」から「31万円」に、2割軽減基準額の加算に係る額を「56万円」から「57万円」に改める。（第1項）

⑵ 低所得者軽減の各区分及び産前産後保険税軽減に18歳以上被保険者均等割額を加える。（第1項及び第3項）

⑶ 世帯内に18歳未満被保険者がある場合における子ども・子育て支援納付金課税額の減額を加える。（第4項）

【施行期日】

令和8年4月1日